稲 監 第 670 号 令和3年12月28日

稲城市長 髙 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 牧 修 稲城市監査委員 池 田 英 司

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

令和3年度財政援助団体等監査 結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査 及び 公の施設の指定管理者監査

なお、本監査は稲城市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

- 1 財政援助団体 及び 公の施設の指定管理者
 - (1) 稲城市本庁等職員互助会
 - ア 職員厚生費
 - (2) 稲城市立病院職員互助会
 - ア 職員厚生費
 - (3) 特定非営利活動法人 市民活動サポートセンターいなぎ ア 地域振興プラザ指定管理料
 - (4) 公益社団法人稲城市シルバー人材センター ア シルバー人材センター運営費補助金
 - (5) みどりクラブ
 - ア みどりクラブ運営費補助金
 - イ みどりクラブ連合会運営費補助金

2 所管部署

- (1) 総務部 人事課
 - ア職員厚生費
- (2) 稲城市立病院 事務部 管理課
 - ア 職員厚生費
- (3) 産業文化スポーツ部 市民協働課
 - ア 地域振興プラザ指定管理料
- (4) 福祉部 高齢福祉課
 - ア シルバー人材センター運営費補助金
 - イ みどりクラブ運営費補助金
 - ウ みどりクラブ連合会運営費補助金

第3 監査の範囲

令和2年度の財政的援助 及び 公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の実施期間

令和3年8月24日から令和3年12月27日まで

第5 監査の場所

監査事務局及び監査対象施設

第6 監査の主な実施内容

監査は、次の着眼点に掲げる事項が適正に行われているかどうかについて、監査対象の団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、関係職員からの事情聴取等、稲城市監査基準に準拠し通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

- 1 財政援助団体監査
 - (1) 所管部署
 - ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか
 - イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か
 - ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
 - エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認はなされているか
 - オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか
 - (2) 財政援助団体
 - ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請 書、実績報告書等は符号するか
 - イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか
 - ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
 - エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか
 - オ 出納関係帳票の整備・記帳は適正か、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か
 - カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か

2 公の施設の指定管理者監査

- (1) 所管部署
 - ア 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか
 - イ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
 - ウ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
 - エ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
 - オ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか

- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- キ 事業報告書の点検は適切になされているか
- ク 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行って いるか
- ケ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況 に注意を払い、利用の奨励に努めているか

(2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令・条例等の定めるところにより適切に管理されているか
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定 等は適正になされているか
- エ 利用促進のための努力はなされているか
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、他の事業との 会計区分は明確になっているか
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳は適正になされているか、 領収書類の整備・保存は適切になされているか
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか

第8 監査委員の除斥

みどりクラブの監査においては、親族が東長沼みどり常春会の役員である牧修代表 監査委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第9 監査の結果

監査対象団体における財政的援助 及び 公の施設の管理に係る出納その他の事務 並びに 所管部署における事務については、おおむね適正に執行されているものと認め られた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度改善を要望した。